

モバイルWi-Fiルーターについて

文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想の実現」については、本町において令和2年度に1人1台端末、校内Wi-Fi環境の整備が完了し、現在授業等で活用し、学習を行っています。

ICTの活用によってどのような状況にあっても学びを止めない質の高い教育環境を実現するには、各家庭において、1人1台端末を自宅で使用するための、Wi-Fi環境が必要となります。

宇美町では、そうした環境の整備が難しい家庭に対して、端末をインターネットと接続するための「モバイルWi-Fiルーター」の貸出を行っています。

1. 貸出品（モバイルWi-Fiルーター）



〔貸出品内容〕

- ①モバイルWi-Fiルーター本体
- ②リチウム電池
- ③充電用USBケーブル
- ④USBコネクタ（コンセント）
- ⑤取扱説明書

2. 貸出までの流れ

(1)申し込み方法

学校教育課窓口（うみハピネス1F）にて申請。

申請時に貸出品をお渡しいたします。

(2)貸出期間

申込日から年度末まで（令和4年3月31日）

3. 貸出に関する注意事項

(1)インターネット開通等により必要がなくなった場合は、速やかに返却してください。

(2)貸出期間が満期となった場合は、返却をお願いします。

(3)通信契約については、各家庭で契約いただき、契約に係る経費及び通信費については、各家庭での負担をお願いします。

※生活保護を受給されている家庭については、扶助が適用される場合がありますので、粕屋保健福祉事務所（092-939-1798）までご確認ください。

【本件に関する問い合わせ先】宇美町教育委員会 学校教育課 TEL092-934-2245